

愛西市議会
会 議 録

令和7年12月12日

総務文教委員会

愛西市議会委員会会議録

委員会名	総務文教委員会	
招集月日	令和7年12月12日	
開議時間	午前9時30分	
閉議時間	午前11時04分	
会議場所	第1委員会室	
出席委員	委員長 山岡幹雄 委員 真野和久 委員 佐藤信男 委員 佐藤旭浩 副議長 (オブザーバー) 石崎誠子	副委員長 高松幸雄 委員 近藤武 委員 角田龍仁
欠席委員	委員 永田千佳	
請願紹介議員	なし	
説明のため出席した者の氏名	副市長 清水栄利子 総務部長 井戸田悦孝 企画政策部参事 大森知孝 市民協働部長 山岸忠則 財政課長 堀田毅 人事課長 加藤貴也 生涯学習スポーツ課長 青木万亀雄 収納課長 丹羽久美 シティプロモーション課長 伊藤義幸	教育長 河野正輝 企画政策部長 西川稔 教育部長 佐藤博之 秘書課長 渡邊竜樹 総務課長 伊藤靖幸 環境課長 牛田高行 学校教育課長 伊藤光 税務課長 伊藤恒 市民協働課長補佐 大関泰夫
職務のため出席した者の氏名	議会事務局長 鷺尾和彦 書記 村瀬俊彦	議事課長 長谷川努 書記 秋田郁哉
傍聴議員	吉川三津子、竹村仁司、河合克平、馬淵紀明	
傍聴者	1名	

午前9時30分 開会

○委員長（山岡幹雄君）

それでは、定刻になりましたので、皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまです。

なお、永田委員がまだお見えになりませんが、このまま委員会を進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

ただいまから総務文教委員会を開催いたします。

本日の委員会では、理事者側の出席者は副市長、教育長、付託議案のある担当職員のみ出席として、職員の入替え制といたします。

では初めに、議長並びに副市長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は早朝より総務文教委員会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今ですと寒くなって、インフルエンザもかなりはやっているという状態ではありますが、議会もまだずっと続きますので、健康管理に十分注意していただいて、しっかりと議論を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

ありがとうございました。

引き続きまして副市長、お願いします。

○副市長（清水栄利子君）

おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、議員各位におかれましては総務文教委員会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今議会におきまして、同委員会に付託されました案件につきましては、議案第47号ほか10件についてでございます。いずれも市政運営に重要な案件でございますので、十分御審査の上、適切な御議決をいただきますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（山岡幹雄君）

どうもありがとうございました。

また、馬淵議員、河合議員、竹村議員、吉川議員が傍聴にお見えですので、委員の皆様にお伝えさせていただきます。

また、本日は委員会傍聴の申出がありましたので、愛西市議会委員会条例第19条の規定に基づき、傍聴を許可いたしました。

ただいまから入室していただきますので、よろしくお願いします。

それでは、付託案件の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、さきの継続会で配付されました委員会付託議案一覧表のとおりであります。

初めに、議案第47号：愛西市部設置条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（真野和久君）

それでは、議案第47号について質問いたします。

本会議のほうでもいろいろ質問があったんですけども、今回、企画政策部に観光に関することを入れるということでもありますけれども、これまで今回の改正前と、前後の条例の内容の比較を見ても分かるんですけども、これまで観光事業に関わるものというのは、どの課も基本的に観光としてはやってこなかったと、観光事業のあれとして位置づけてこなかったということだと思いますけれども、そういう点で、どの課にも載っていなかったんで、今回新たに観光に関することというのを企画政策部が担うということですが、今まで例えば経済振興などがやっていた事業というのはあると思いますが、今までそれぞれ、いわゆる観光に関することをどの課がどんな内容で担ってきたのかについて教えてください。

○総務課長（伊藤靖幸君）

今までについては、産業建設部産業振興課において、観光の主な業務を行ってまいりました。その内容につきましては、観光協会に関する事務や観光案内所の維持管理、近隣市との連携事業などになります。以上です。

○委員（真野和久君）

それ以外の課は基本的にやってこなかったと。これまでの、例えばシティプロモーション課は今年からやっていますけれども、例えばそうしたことで何かやってきたとかということはないんですか。

いわゆる事業的なことというのと、観光業界との関係とかがあると思いますけれども、例えばこれまでも観光で活用しているような、例えばあいさいさん、キャラクターの關係の管理とか、そういったものも含めて、一見今はいろいろと観光振興として使っているもの、利用している、使用しているものとか、事務的にいろいろ支援しているものとか、例えばあいさいさん、そういったことについてはどのようになっているんでしょうか。

○総務課長（伊藤靖幸君）

愛西市の事務分掌規則において、産業建設部産業振興課の事業として観光事業の振興に関することというふうに定められておりますので、そちらのほうで対応しております。以上です。

○委員（真野和久君）

産業振興課のほうの位置づけというのは規則に書いてあるの。どこに書いてあるの。

○総務課長（伊藤靖幸君）

事務分掌規則のほうで定められております。

○委員（真野和久君）

分かりました。

○委員長（山岡幹雄君）

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第47号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論がなしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

それでは、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第47号を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号：愛西市公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（角田龍仁君）

それでは、議案第48号に対しての質問をさせていただきます。

この条例なんですが、この条例で派遣することができる団体を含めるときの基準というか、そういったルールがあるのかないのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○人事課長（加藤貴也君）

派遣するルールということですが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律というものがございまして、そこに指定されている法人という形になるということがございます。以上です。

○委員（角田龍仁君）

愛西市独自に何か要綱とか設けて、そういったものはないんですけど、そういったものはつくっていないんですけど、そういった先ほどの基準に沿って含めるという形ではよろしか

ったですか。

○人事課長（加藤貴也君）

法律のほうでは、一般社団法人、一般財団法人、地方独立行政法人、その他政令で定められた法人というふうにありますので、その中で今回、観光協会のほうがそちらの法人格を取得しましたので、追加したということでございます。以上です。

○委員（角田龍仁君）

結局、一般社団法人だとかそういったもの、結構山ほどあると思うんですよね。その中で、要はうちのほうの派遣できる条件とか、そういったものというのがあるのかなのか、そこもちょっとお聞きしたいなと思いますけど。

○人事課長（加藤貴也君）

派遣できる条件といいますか、まず、もちろんこの条例に規定がないと派遣ができないという形にはなりますけれども、当然、もともとの法律の趣旨としまして、地域の振興ですとか、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を目的としておりますので、そういったもので合致した団体ということで考えております。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

よろしいですか。

他に。

○委員（真野和久君）

本会議でも、これまでに派遣された例として幾つかあったと思いますけれども、ちょっと具体的に、もう一度これまでに愛西市として派遣をしてきた実績のある団体の名前と時期、それから人数、それからその団体の中でその職員が担った業務について教えてほしいんですけれども、どんな例がありますか。

○人事課長（加藤貴也君）

順番に申し上げます。

平成23年から平成25年にかけてですけれども、社会福祉法人愛西市社会福祉協議会、こちらのほうに4名派遣させていただいております。23から25年度で2名、23年度から24年度で1名、23年度だけで1名ということでございます。

また、平成19年、20年ですけれども、公益財団法人愛知県市町村振興協会、こちらに1名派遣しております。

また、現在派遣中でございますけれども、令和6年、令和7年度、こちらも先ほどと同様、公益財団法人愛知県市町村振興協会に1名派遣させていただいております。

業務の内容につきましては、それぞれとの協議といいますか、そちらで必要な仕事という形ですので、すみません、今どういった仕事だったかというのをちょっと持ち合わせておりません。以上です。

○委員（真野和久君）

社会福祉協議会の4名というのは、一度に4名じゃなくて、年ごとで4名ということ。

延べ人数、それとも実態としての職員の数ということでしょうか。

○人事課長（加藤貴也君）

4名は、それぞれ延べではなくてばらばらの方でして、23年から25年の3年間で2人、23年、24年として1人、25年として1人と。ですから、23年のときは4人おったという形になります。以上です。

○委員（真野和久君）

現在派遣されている職員の仕事というのを把握されていないんですか。

○人事課長（加藤貴也君）

現在派遣させていただいている職員は主事級で派遣させていただいております、主にこちら振興協会研修センターになりますので、研修の事務ですとか、各市町村との調整とこの仕事というふう聞いております。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第48号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第48号を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号：愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第51号：愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてまでの質疑を一括議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（真野和久君）

今回、議員、それから市長、副市長、教育長に関する給与、歳費の引上げということが答申に沿って提案をされたというわけですけれども。審議会の考え方はそれぞれありますので、それについてどうこうということは言いませんが、ただ、こうした引上げの答申に基づいて、それを議会で審議してほしいという形で、本会議の答弁でも市長が答弁されたのはそういう意味で、答申された以上提案するので、あとは議会のほうで議論してくださいというような趣旨で提案がされたと思いますが、当然それはもちろんそうなので、私の意見としては、基本的にはやはり、今の現状の中で市民負担を増やしていく提案がされていると同時に、こういう形で出されることはやはり問題だというふうに思っていますけれども、市として、このいわゆる歳費引上げ分というのは、当然市の予算の中から捻出しなければならないわけで、その辺りについては、今回特にいろんな様々な条例で市民に対する助成金や何かを、持続可能性というのは、要は市の財政の問題としての持続可能性ですので、そういう点で考えて削って、削減の提案がされていますが、こうした特別職の給与に関しては、そうした持続可能性という観点からは、市としてどのように考えているのでしょうか。その点についての考え方は、副市長ですかね。

○人事課長（加藤貴也君）

近年の物価上昇に伴い、特別職及び議員報酬月額等も人事院勧告にある国の指定職と同程度の2.8%増額をすべきという意見もございました。また、先ほど来おっしゃっている合併後20年が経過して特例債等の活用ができないという中で、今後事業をどのように進めていくというところも見極める必要があると、そういった議論をいただいております。

その中で、やはりそれでも議員の皆さん、市長、そういった方が頑張ってみてやってみているという中で、今回、行財政改革の翌年度以降の状況を踏まえる必要があるということ判断し、そういった財政的なことも踏まえて、改定率の半分、1.4という形で答申をいただいていると。ですので、そういった持続可能性とかも含めて、1.4%という判断をいただいているというふうに市としても考えておりますので、この数字で今回答申どおり上げさせていただいているというものでございます。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

他に質疑はありませんか。

よろしいですか。

○委員（角田龍仁君）

それでは49から50一括で質問させていただきますが、これをアップすることによって、全体、要は年間どれぐらいの増額というか、それはちょっと教えてほしいです。

○人事課長（加藤貴也君）

議員のほうですけれども、総額としまして約150万1,000円、常勤特別職、三役ですけれども、そちらのほうは約56万1,000円増額するというふうに見込んでおります。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第49号から議案第51号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（真野和久君）

様々な状況を考えて、報酬審議会のほうでは1.4%引上げという形の答申がされていると思いますけれども、やはり特別職というのは、愛西市の財政状況などを含めてしっかりとそういう歳費は何かは決まってくるものだというふうに私は考えます。

当然、市町村によって歳費が違ってくるといのは、当然それぞれの財政の在り方とか余裕といったものがあってこそ初めて引上げとかが成り立つものだというふうに考えると、特に今回で言えば、先ほども申し上げましたが、様々な形で助成金などの削減がされることの提案がされていますし、そしてまた、多分来年の3月のところでは、市長、副市長を含めて様々ないろいろと答弁されている、これまで答弁の中でもありましたように、いわゆるこの枠内の中でやっていくんだというような議論もありました。そういう中で考えれば、やはり一概に一般職員の給与の引上げとは我々の特別職の場合は別だというふうに考える必要があるというふうに思います。

そういうことで、今回そうした、これからお金が大変なんだと言っている以上は、そうした状況が明らかになるまでは、やはり歳費を引き上げることは問題ではないかというふうに思います。

今回、市からの提案は、審議会からの答申があったので、審議会の答申を議会として見極めてほしいということだというふうに思いますので、やはり議会としては、この3議案に関しては今回は認めないという態度を示すことが市民に対しても必要なのだというふうに考えます。そういった点から、あとはやはり、例えば原爆被爆者の方に対する助成金なんかは、ある意味それほどな額ではなかったわけで、そうしたものはそれこそ我々の歳費の引上げ分がなければ代わりにやれるような状況なわけですから、そうしたことを考えると、非常にやはり今回これをそのまま通してしまうのは問題だと思います。

以上の点で反対いたします。

○委員長（山岡幹雄君）

他に反対討論がございませんか。

[挙手する者なし]

ありませんので、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

初めに、議案第49号を採決いたします。

議案第49号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なしであります。全員の方が反対でした。よって、議案第49号は否決されました。

次に、議案第50号を採決いたします。

議案第50号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なしであります。よって、議案第50号は否決されました。

次に、議案第51号を採決いたします。

議案第51号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なしであります。よって、議案第51号は否決されました。

ここで職員の入替えのため暫時休憩いたします。

午前9時56分 休憩

午前9時56分 再開

○委員長（山岡幹雄君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、議案第60号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（真野和久君）

斎苑に関してですけれども、基本的に本会議の中で、まず1点として、災害時の対応についての本会議での質疑がありましたが、今回受ける指定管理業者に関しては、災害対応として、業者のBCPに基づいて全国から人員を集めて支援をしていくんだというような話がありましたけれども、具体的にその斎苑が被災した場合の具体的な操業までのやり方というのが、当然事業者は一定持っていると思いますけれども、愛西市としては、その辺はもう丸投げ状態なのか、市としてその災害時の対応というのはどのように定めているのかについてお尋ねします。

○環境課長（牛田高行君）

先ほど団体としては、団体さんの人が手配できなかった場合のことを想定して、全国から集めて、火葬に関する人権的なサポートをするという協定でして、市としてはもちろん市のBCPに沿って職員を何時間以内に現場を確認してとか、そういう作業をしながら、復旧できるか、稼働できるかどうかというのを確認しながら、その時々に対応でやってい

く予定ですがけれども、また県とも、火葬場を運営する市町村、地方団体の組合の総会において、災害発生時における火葬場の相互応援協定に関する協定を締結していますので、その締結の中で、相互間で足りないところについては対応する予定でございます。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

他に質疑は。

○委員（真野和久君）

ちょっと具体的に市の対応として、例えば地震が発生した場合などに、例えば時間的な流れとしてどういう形で市が職員を派遣して、どういうことをチェックして、いつまでに判断していくのかということの流れというのは、それを大体で、概略でいいのでちょっと説明してもらえませんか。

○環境課長（牛田高行君）

すみません。手元に細かい資料を持っていないくて申し訳ないんですけども、一応火葬場がまず被害に遭っていないかとももちろん目視で確認していくんですけども、確認しに行くと、火葬場が異常がないかというのを即やります。もちろん職員がいるかどうかの問題がありますけれども、職場に来て、そこから向かうという作業がまずありますけれども、まず現場を見て、そこがどうかというのを確認して、その後、職員も何人対応がそこできるとかというのを一応時系列的に計画上は持っています、ごめんなさい、スケジュールをより具体的に今述べるのは申し訳ないんですけども、現場を確認してから、その計画に沿った形で確認しながら進めていくということになっております。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

他に質疑はありませんか。

○委員（真野和久君）

斎場はできたときからずっと指定管理という形で行われているわけですがけれども、こうした施設というのは、やはり業者に指定管理をしてしまうと、当然、愛西市の市としてのそうした運営ノウハウとか、当然資格を持った人も市の職員にはいないわけで、そういったことがやはり業者の運営そのものをチェックしていくためにいうと、そういったことの事情に詳しい職員というのが本来は必要だというふうに考えるんですけど、そうしたもののというのはどういう形で今対応をされているんでしょうか。

例えば、炉の故障とか、損傷の問題とか、あともちろん運営の問題とか含めて、やはりそれなりの一定の知識がないと、なかなか性能業者との関係でいうと対抗できないという問題はあると思うんですけど、その点についてはどういうふうに考えていますか。どういう体制がありますか。

○環境課長（牛田高行君）

炉の改修とかいろいろな改修については、実際の現場で説明を受けて、損傷の程度を確認しながら、市の職員で確認できることについて1個ずつ潰しながら、確認しながら予算を立てております。

火葬の人権的な技術とか、そういうのについては、さすがに市の職員ではなかなか判断できないところがあります。真野さんが質問されたその火葬に関して、火葬するときの技術とかというのはちょっと分かりかねるところがあるんですけども、ただ、その火葬が終わった後の遺族からの苦情もございませんし、逆に今の請け負っていただいている方の、たまたま一緒の業務なんですけれども、今やっけていただいているところについては、月ごとの業務内容の確認もしてまして、その中で、火葬場を利用する方からのアンケートも取ってまして、その中でも苦情等も特にありません。逆にお褒めの言葉もいただくようなところでもありますので、市としても一応毎月ごとのそういったことのチェックをしながら、修繕についても市で、資料だけでなく、実際の現場を見ながら、確認しながら一応進めております。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第60号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（真野和久君）

議案第60号：愛西市総合斎苑の指定管理者の指定についてですけれども、業者がよしあしということではなくて、そもそもこうした斎苑のような公共施設を指定管理で行っていくことはどうなのかということ、やはりその点についてやはり問題点があるというふうに考えます。本来、市が直営でしっかりとノウハウを持って、そして運営をしていくというのが本来の在り方だというふうに考えます。そういう点で、指定管理をしてやっていくこと自身については、やはり問題だと考えて反対といたします。

○委員長（山岡幹雄君）

他に反対討論がございませんか。

〔挙手する者なし〕

反対討論はなしと認め、次に賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第60号を採決いたします。

議案第60号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号：愛西市市江地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について及び議案第62号：愛西市永和地区防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についての質疑を一括議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（真野和久君）

61号及び62号に関してですけれども、市江コミュニティと、それから永和地区の防災コミュニティセンターの運用の中身についてお伺いをしたいんですけれども、現状として、管理人の状況とか、それから清掃業務とかの状況というのをまずお尋ねしたいと思うんですが、どういうふうになっていますか。

○市民協働課課長補佐（大関泰夫君）

両コミュニティのまず管理の状況ですけれども、両コミュニティとも管理人のほうで平日についております。両方とも平日のところで、ちょっと手元に資料がございませんが、午前・午後の勤務ということについていただいております。

続きまして、清掃ですけれども、日常清掃につきましては、管理人のほうで終了後に清掃等を行っているということになります。あわせて、定期的に年間のほうで定期清掃を入っているという状況になります。以上です。

○委員（真野和久君）

あと、指定管理、愛西市において現状でいうと、コミュニティセンターの指定管理は、基本的に地域の推進協議会等に指定管理をしていただいているということになっていますけれども、推進協議会等の地域でも運営そのものがなかなか大変な状況なども伺っています。ここの地域に限っているわけではないですが。

そういった点でいうと、特に運営費の問題とかでも、例えば指定管理の管理人さんの給料とか、そういうのもやはり指定管理費の中から出すしかないもので、そういう点で、例えば9時から5時まで全てやっっていけるというような状況じゃないところも今幾つかあるわけで、その点でいうと、今のところ永和と市江に関しては午前・午後と、時間をちょっと言われなかったのだからですけれども、状況などはどうなのかと、ちょっと1つ聞きたいのと、それから推進協議会に基本的に指定管理をしていただいているということで、やはり地域のまちづくりも含めた推進協議会の運営との関係でのコミュニティセンターの活用というのがあると思いますので、そうした意見とかは、協議会からの意見聴取とか、そうしたものは行っているのかいないのかについて答弁をお願いします。

○市民協働課課長補佐（大関泰夫君）

人件費の関係でございますが、こちらにつきましては、現在、指定管理料の範囲内でできているということで報告をいただいております。

また、次回の指定管理料につきましても、年々の最低賃金のアップ、そちらを含めまし

た上昇分を含めた指定管理料の設定をさせていただいているということになります。

また、地域のつながりとの関係でございますが、各コミュニティ推進協議会、そちらのほうとは定期的に会合を持ったり、また面接等を行いまして、一応そちらのほうでお互いの問題とか、その辺りの情報交換をしながら進めている、現在は大きな問題はないということ報告を受けております。以上でございます。

○委員長（山岡幹雄君）

他に質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第61号及び議案第62号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（真野和久君）

議案第61号及び62号に関して反対討論を行います。

地域のコミュニティセンター、防災コミュニティセンターの指定管理に関してであります。地域のまちづくりを担っている推進協議会に仕事を請け負ってもらっていることそのものについては、そういうことについて批判するわけではないですけれども、やはりそうした協議会等の中でもやはり一部、僕の聞いている中では、通常の事業者と同じように指定管理の条件があって、その中で様々な契約とかそうしたものが個々に結ばないといけないと。かつては一括で市のほうで契約を結んでやったこともあるんですけど、個々にやらなきゃならないということは、やはり事業者ではないので、推進協議会は。そうした細々なそういったものというのはなかなかやっぱりやれない、大変だということはこれまでも伺ってきました。そういう点でも、やはり推進協議会とかが運営のときに非常に負担にならないような形の市の役割をしっかりと検討していく必要があると私は思います。

そういった中で、そもそも先ほどの斎苑のときにも申し上げましたが、こうした公共施設というものの、特に維持管理や契約というようなことに関しては、やはり市が責任を持ってやっていく。それから、先ほど答弁では管理人についても指定管理料の中で賄われているという話をされていましたが、でも実際には、例えば9時から5時まで開館時間に、全て管理員さんがいるというような状況ができていいのかどうかといえば決してそうではない、午前中だけとかそういうような場合も結構あります。という状況もあって、あるいは会長さんがあえて自主的に出てきてやっているとか、そういったところも実はあるので、そういった中身や何かをしっかりと踏まえながら、やはり責任を持って市が運営をしていくことが必要ではないかというふうに思いますので、コミュニティセンターについても指定管理はふさわしくないというふうに考えます。

以上の点で、反対といたします。

○委員長（山岡幹雄君）

他に反対討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

初めに、議案第61号を採決いたします。

議案第61号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号を採決いたします。

議案第62号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号：愛西市永和地区公民館の指定管理者の指定について及び議案第70号：愛西市スポーツ施設等の指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○委員（角田龍仁君）

それでは、第69号のほうの、永和地区公民館の関係の質問をさせていただきます。

こちらですが、前回の負担行為の金額と比べると、議案質疑の答弁があったんですが、218%という倍近く上がっておるんですが、この理由をちょっとお聞きしたいと思います。

○生涯学習スポーツ課長（青木万亀雄君）

218%に上がった要因でございますが、こちらのほう、今年度までが5年間の契約で約3,000万、こちらのほうは5年の契約となっております。次回、指定管理料の総額のほうですが、3,900万ということで、こちらのほうは3年間の指定管理料の金額となります。

そういった中で218%となっておりますが、来年度からは第3期目ということで、今までの館長1人の人件費のところから、次回の3期目につきましては、館長に加えまして非常勤の職員が、嘱託職員と臨時職員が増えるため、人件費が増加したものでございます。以上でございます。

○委員（角田龍仁君）

ということは、今から5年前までは館長1人の積算しかされていなかったという解釈でしょうか。

○生涯学習スポーツ課長（青木万亀雄君）

はい。そのとおりでございまして、受付等につきましては委託という形になっておりますが、人件費というところにつきましては、館長の館長手当のみの支給となっております。以上でございます。

○委員（角田龍仁君）

そうしますと、来年度から3年間は予備で2人という形で積算し直した結果、倍近くなったという解釈でよかったですでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長（青木万亀雄君）

こちらの積算のほうはもう少し高い4,000万ほどの金額でございしますが、今回、指定管理の申請、応募していただいた事業者のほうからは、館長の部分と嘱託職員の1名の常駐で、もう1名は本署における臨時的任用という提案でいただいております。以上でございます。

○委員長（山岡幹雄君）

他に質疑はありませんか。

○委員（真野和久君）

今のお話の中で、これまでは館長1人と、いわゆるシルバー人材センターの職員が業務を兼任して担っていたということでもいいんでしょうか。それを今回から、この指定管理の公民館運営業務として、非常勤の職員を1人につけたというふうでもいいんですか。

○生涯学習スポーツ課長（青木万亀雄君）

今回、公募をするに当たりまして、市のほうとしては常駐の職員を置いていただくところを指示させていただいておるところでございしますが、兼務でやられている館長さんもお見えになります。

そういった中で、今回は一般公募の中で広くこちらのほうの施設を利用させていただくという必要性がございましたので、そういった中で一般の事業者のほうも公募に応じていただけるような積算をさせていただいておるところでございします。以上でございます。

○委員（真野和久君）

今の答弁ですと、シルバー以外の業者も含めて指定管理業者の募集を行ったということですが、そうすると、例えば今回受託するシルバー人材センターは、これまでだと館長を含めて兼任という状況であったのを、今回から改めて完全に分けてやるということかというと、例えば今までの館長の人件費というのは、シルバーにとっては両方から、シルバーに対する人件費と、それから館長に対する人件費という形で重複しているということはないんですか。

○生涯学習スポーツ課長（青木万亀雄君）

館長につきましては、シルバー人材センターのほうの業務で館長としての兼務をいただいているという認識で、市のほうからの指定管理料としては館長手当のみを支給しております。以上でございます。

○委員（真野和久君）

手当ということは、いわゆる正規の給料分ということではなくて、附属する、ある意味それ以外の仕事、シルバーの本来の仕事以外の仕事の部分ということで、本来のちゃんとしたという言い方は悪いんですけど、ちゃんとした給料ではなく、そういった一部の部分として支払っていたということですか。

○生涯学習スポーツ課長（青木万亀雄君）

給与につきましては、いずれにしろシルバー人材センターのほうの支払いになるかと思いますが、市の指定管理料の積算のほうで支払っている部分につきましては、館長手当のみが現在支払っている状況でございます。

○委員（真野和久君）

ということは、今回の新しい契約の中では、シルバー人材センターのほうも、いわゆる専任で館長を置いて、プラス専任の非常勤職員ということでよろしいんですか。それとも、まだこれからも兼務するんですか。

○生涯学習スポーツ課長（青木万亀雄君）

館長につきましては、現在の館長の仕方と同じと聞いております。新たに専属の職員を配置し、経理の仕事は本署のほうで臨時職員に行っていただくということで聞いております。

あと、それとは別に、受付業務につきましても、引き続き会員による受付を実施するというふうに提案をいただいております。以上でございます。

○委員長（山岡幹雄君）

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第69号及び議案第70号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（真野和久君）

それでは、議案第69号及び70号について反対討論を行います。

これまでと同様に、やはりこうした施設を指定管理業者にお願いをするということは問題だというふうに考えます。責任を持って市がしっかりと運営をし、その課題があれば改善をし、そして市の政策としてこうした事業を進めていくことが必要だというふうに考えますので、指定管理そのものについて問題だと考えて反対といたします。

○委員長（山岡幹雄君）

他に討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

初めに、議案第69号を採決いたします。

議案第69号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号を採決いたします。

議案第70号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に付託を受けた部分についてを議題といたします。

歳入歳出一括で審査いたしたいと思えます。

なお、質疑は、補正予算書のページ数と款項目を特定してから御質問ください。

直ちに質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

○委員（佐藤旭浩君）

では、予算書26ページ、27ページ、10款2項1目14節の工事請負費についてお伺いいたします。

すみません、まず最初に、議案質疑でもあったんですが、ちょっと施設の修繕内容をもう一度教えていただきたいです。お願いします。

○学校教育課長（伊藤 光君）

修繕内容でございますが、永和小学校の北校舎から体育館への移動経路にある外階段及び北校舎、南校舎の各フロア階段、計7か所に手すり、北館及び南館の各1か所、計2か所の多目的トイレに架台を設置。また、佐屋小学校におきまして、特別支援学級のクラス増に伴い間仕切りを設置。また、開治小学校の校舎から運動場や体育館への移動経路にある昇降口前の外階段3か所に手すりを設置いたします。以上です。

○委員（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

ちょっとお伺いしたいんですが、佐屋小学校の特別学級の間仕切りという形なんですけ

ど、今実際、特別学級のクラス数が幾つあって、幾つに増えるかをお尋ねします。

○学校教育課長（伊藤 光君）

現在8学級のものが9学級に増えるものです。以上です。

○委員（佐藤旭浩君）

すみません。ありがとうございます。

この工事内容の金額、全部総額であるんですが、概算でもいいので各工事内容の内訳金額を教えていただけるとありがたいです。お願いします。

○学校教育課長（伊藤 光君）

永和小学校につきまして259万6,000円、開治小学校につきまして159万5,000円、佐屋小学校につきまして66万円となっております。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

他に質疑はありませんか。

○委員（佐藤信男君）

それでは、予算書の28ページ、29ページの10款5項2目12節の委託料1,198万円なんですけど、これは本会議のほうで馬淵議員からちょっと質問があったんですけど、聞き取りにくい部分があったもので、改めてちょっと確認させていただきます。

令和4年度から令和7年度までの当初予算における体育施設の燃料費の予算額と補正額、それから当初予算に対する増減率についてもお伺いします。各年度ごとでお答えをお願いします。

それと、財源は確認なんですけど、全て一般財源でよかったのかどうか、お伺いいたします。

○生涯学習スポーツ課長（青木万亀雄君）

それでは御答弁させていただきます。

本年度、令和7年度の当初予算の高圧部分の予算部分でございます。2,180万円。それに対する電圧の変動率でございますが、149%。灯油代363万円。補正後の変動率でございますが、133%。

令和6年度当初の電気代2,205万円。これに伴います変動率142%。灯油代363万円。変動率118%。

令和5年度、電気代2,250万円。変動率157%。灯油代363万円、変動率116%。

令和4年度、電気代2,261万6,000円。変動率206%。当初灯油代352万円。変動率144%。

補正に伴います財源につきましては、全て一般財源でございます。以上でございます。

○委員長（山岡幹雄君）

他に質疑はありますか。

○委員（真野和久君）

それでは、議案書17ページ、2款2項1目22節の市税還付金に関してですが、還付の内容と、それから還付額を補正しなければならなくなった要因についてお尋ねします。

○収納課長（丹羽久美君）

還付の内容と要因ということですが、基本的には変わりません。所得の変更や扶養控除などの変更などが多く、過年度還付が5年間遡ってできるため、数年にまとめて更正の請求をしております。

また、今年度につきましては、土地の課税誤りに伴う還付も含まれております。以上です。

○委員（真野和久君）

例年に比べて、例えば所得変更とかの還付については、あまり変動はないのか、変動はどうかということと、あと固定資産税の関係で幾らぐらいになっているのか教えてもらえますか。

○収納課長（丹羽久美君）

例年に比べて変動は、特に変わっておりませんという言い方がいいのかどうか分かりませんが、個々の金額の大小にも伴いますので、内容的には基本的には例年と変わっておりません。土地の課税誤りに伴う還付につきましては、実際には168万4,000円の還付という形になっております。以上です。

○委員（真野和久君）

あと、25ページの10款2項1目17節の小学校の器具についてですけれども、今回、大型提示装置として購入するという事で、プロジェクターではなくて、プロジェクターと大型提示装置。というか大型提示装置ってモニターだと思うんですが、何か特別なモニターなのか。

○委員長（山岡幹雄君）

25ページで合っていますか。

○委員（真野和久君）

27ページです、すみません。

モニターって特別に何かあるのかということと、それがプロジェクターからこのモニターに替える理由、当然学校の先生からの要望とかもあるとは思いますが、その理由についてお尋ねします。

○学校教育課長（伊藤 光君）

まず大型提示装置の内容ですけれども、スタンド付きの50型ディスプレイとなっております。

こちらにつきまして、この理由なんですけれども、現在教室に設置してありますプロジェクターが故障しております、その故障したプロジェクターにつきまして、現在、特別支援学級に設置されているプロジェクターをそちらに移設、その壊れたプロジェクターの教室に移設をして、その代わりに比較的教室に余裕のある特別支援学級に大型提示装置を設置するという計画になっております。以上です。

○委員（真野和久君）

それは分かるんですけども、特別支援学級のほうにプロジェクターではなくてモニターにするという理由って何かあるんですか。

○学校教育課長（伊藤 光君）

特別支援学級のほうは比較的教室に余裕がありまして、スタンドつきでも置きやすいということで、金額的にも1台当たり16万8,300円ということで設置しやすいということで、小型電子装置を選んでおります。

○委員（真野和久君）

分かりました。

○委員長（山岡幹雄君）

他に質疑はありませんか。

○委員（角田龍仁君）

すみません、5ページの地方債の補正と6ページのこの変更なんですけど、今回起債を組んで財源を確保という形だと思うんですけど、起債を組むことによって今後の公債費負担比率とかはどれぐらいになるのかということはお出されているのか、その辺ちょっとお聞きしたいなと思っております。

○財政課長（堀田 毅君）

公債費負担比率については、今後のまだ借入れ等の状況にもよりますので、今現在ちょっと数字としては出ていないような状況でございます。以上です。

○委員（角田龍仁君）

実質公債費負担比率も多分出していないと思うんですけど、この辺やっぱりちょっと見ながらやっていただかないと怖いなと思っております、しっかりやっていただきたいと思っております。

もう一つ、すみません。先ほどの体育施設、文化文化会館の補正なんですけど、ページ数でいいますと27ページの文化会館指定管理委託料と29ページの体育施設指定管理委託料なんですけど、こちらの補正で、去年も同じようにこの時期に補正されておられるわけなんですよ。それで、去年度の体育施設のほうが大體998万1,000円、文化会館が429万6,000円補正されています。

今回、体育施設、7年度は1,198万円で、文化会館が390万7,000円という補正が組まれておるんですけど、体育施設は去年と比べますと大體1.2倍ほど膨れ上がっています。文化会館は見ていると逆に1割ぐらい落ち込んでいますけど、その辺の要因って何かあるのかなど、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○生涯学習スポーツ課長（青木万亀雄君）

こちらの積算のほうは、議会でも部長のほうで答弁させていただいておりますように、4月から9月までのそれぞれの電気料、これスポーツ施設につきましては施設ごとに集計をさせていただいております。それを積算に基づきまして単価を割り出しまして、実際に昨年度の実績値に使用した量であるとか電気の使用量、それに合わせまして、掛けさせて、今回の試算をさせていただいているということになりますので、その計算式が一番適切

だと思って、今回もそういうやり方をさせていただいておりますが、その状況におきまして、使用の単価としては下がっているケースであっても、単価自身が、利用が減ることによって単価が、電気メーターの使用量が減ることによって今年度の単価が上がるケースというのも当然考えられますので、その変動における差が生じたものという理解をしております。以上でございます。

○委員（角田龍仁君）

ちょっとよく分からなかったんですけど、単純に、大体分かります。4月から9月までの平均の電気代とか燃料代を出して、次の去年度使った実績の使用料ですね、今度はね。こちらを掛けて積算するということは私も理解しておるんですが、単純に言いますと、体育施設のほうは去年度と比べてぐっと上がっておるんですけど、文化会館のほうは逆に下がっているというところが、恐らく電気代とか燃料代というのは基本的にはほぼ一緒だと思うんですね、どこで使われても恐らく。ただ使用料が変わってくると思うんですけど、去年度のデータを基にして積算されておるものですから、その辺が何かちょっとおかしいなと思って聞いたんですけど。

○生涯学習スポーツ課長（青木万亀雄君）

使用料の積算につきましては、私どもこの方式が一番変動率に合致しやすいだろうということで積算をさせていただいております。

そういった中で、ちょっと分かりにくいところで、先ほど御説明させていただいたんですが、通常の変動率ですと、単価の開きというのはそれほど大きくない場合と、仮に大幅に使用の電力が減ったり、灯油の量が大幅に減ると、単価が大きく変わってしまうという懸念点があるというのを、今回実感として見えてきたような状況でございますので、そういったところから今回の試算において、片方の施設では下がっているけれども、片やスポーツ施設は全体的には高くなっているというところで、やはりなかなか標準した試算の難しさというのを痛感しているところでございます。以上でございます。

○委員長（山岡幹雄君）

他に質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

次に、これより議案第71号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（真野和久君）

それでは、議案第71号に関して反対討論を行います。

今回の補正に基づいた燃料代の高騰の分とか学校施設の改修等については、基本的に私たちが賛成なんですけれども、先ほどまでの議案にありましたように、来年度以降のいわゆる債務負担行為で指定管理料が計上されてきています。そういう点で、指定管理そのも

のに対してやはり問題だというふうに考えていますので、その部分の予算についてはやはり認められないということで反対をいたします。

○委員長（山岡幹雄君）

他に反対討論ありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第71号を採決いたします。

議案第71号のうち、当委員会に付託を受けた部分について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました請願を除く全ての案件の審査を終了いたしました。

続きまして、請願の審査に入ります。

ここで職員の入替えのため暫時休憩をいたします。

午前10時45分 休憩

午前10時52分 再開

○委員長（山岡幹雄君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

続きまして、当委員会に付託されました請願の審査に移ります。

請願第2号：市民にわかりやすいホームページの充実を求める請願を議題といたします。

この請願については、本会議で紹介議員から説明がございましたので、直ちに議員間討議により進めたいと思います。

それでは、請願第2号につきまして、御意見のある方はどうぞ。

○委員（真野和久君）

意見書の趣旨の中で、この意見書を出された経緯が書かれているわけですが、そういった点で、ちょっと確認なんですけど、私立の保育園は入っているけど、私立高校は施設の中に入っていないとか、それからあと、審議会の予定の掲載されていないとか、議事録公開が遅いとか、リンクが切れているとか、古いデータがあるとかと書いてあるんですけど、そういった状況というのは実際にあるのか、その辺つかんでいるんでしょうか。

○シティプロモーション課長（伊藤義幸君）

事実であることと、一部表現が過大な部分はございます。

○委員（真野和久君）

一応そういった事実はあるというのは、それはそれとしてあるわけですね。

それともう一つ、いわゆる運用基準みたいなものというのは、これも請願項目にあるんですが、統一的な運用基準をつくってくださいということで、意見書の項目ではあるんですけども、現状として今そういった統一基準みたいなものが明確にあるのかどうか、お尋ねします。

○シティプロモーション課長（伊藤義幸君）

掲載ルールにつきましては、現在ございます。

内容としまして、市のホームページのコンテンツ制作に当たっての基準を定期的にシティプロモーション課として各課のほうに示し、周知をさせていただいております。

この基準の中で掲載すべき内容の基準だったり、組織内ジャンルの整理について、古いコンテンツの削除についてなど、ルールを定めまして周知をしておるようなところでございます。以上です。

○委員（真野和久君）

ただ、ここに指摘されている、趣旨に指摘されるような事実があるとすると、やはりその基準に従って各課のところでチェックが落ちている場合があるということでもいいのかな。

○シティプロモーション課長（伊藤義幸君）

審議会等につきましては、審議会等の会議公開に関する要綱で定められておりますので、各担当課のほうでそれを基にホームページに記載しております。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

他にございませんか。

○副委員長（高松幸雄君）

一つだけちょっとお伺いしたいんですけど、言っていることはごもつともだと僕は思います。確かにこの形式が統一していないとか、その辺は今、この請願内容について分かりました。

ただ、これを僕としては請願で取り扱うかどうかということだけがちょっと気になったんで、その点についてちょっと委員の皆さんの御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（山岡幹雄君）

今、高松副委員長から、この請願のことについてということでありましたので、高松委員に対しての御意見があれば。

○委員（真野和久君）

基本的に請願内容に関して、市への要望というか、市にこうしてほしいということでの請願なので、別にそれそのものが駄目なんだということでは僕はないと思うので、そういう形で取り扱って、やはり必要な修正を市にやってほしいということで、議会としてもそれに賛同できるなら、それはそれとしていいんじゃないかなと思いますけど。

○委員長（山岡幹雄君）

ほかの人は御意見ありますか。今の高松委員に対して。

○委員（角田龍仁君）

同じで。請願としては、別にこういうのはいかんということはないと思いますので、とは思いますが。

○委員（佐藤旭浩君）

先ほどの高松委員の話ですが、私も真野さんと同様で、市民からの声でというところで、議員が請願出すということは特に問題ないのかなというふうに私は思います。

○委員（佐藤信男君）

先ほどの高松委員が言われたことも、理解としては、理解といいますか、請願としてでどうだという若干の疑問はありますが、じゃあ何がどうだというようなことになると、なかなか発言しにくいという部分があるというふうに考えています。

○委員（近藤 武君）

請願というのは、紹介議員があつて、議案として成り立ってくる経緯があります。ですので、議案という形はかなり重いものであります。やはり愛西市議会として、上部の組織に対して皆様の意見をまとめて持っていくというのが、やはり請願というものの本当の筋かなとは私自身は思っています。

ですので、市への要望というのももちろん分かるんですけども、議会としてそのお墨つきをつけるというような趣旨になるのかどうか、ちょっと内容的にも、正直、市の要望をしっかりとさせていただいて、是正していただただけでいいのではないかなとは、私個人としては思います。

○委員長（山岡幹雄君）

あと、御意見はありますか。

申し訳ございませんが、傍聴者、ちょっと聞こえていますので、静かにお願いします。

どちらの方がしゃべってみえるか分かりませんが、静かにお願いします。

他に御意見ございませんか。

[挙手する者なし]

皆さんの御意見も出尽くしたようでありますので、次に、これより請願第2号に対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

○委員（真野和久君）

請願第2号に関しての賛成討論を行います。

請願の趣旨のところにもありますけれども、提案をされた方は、一応市のほうには状況を聞いて、こうすべきではないかということで、回答も得られている中で、やはりこういったことの改善がされていないということなので、やはりその点で議会請願として出されたことは当然、それはそれでいいことだと思います。

掲載上の矛盾の問題とかはやはり改善をしていただきたいし、先ほども一応統一ルール、運用基準はあるんだというお話がありましたけれども、やはりその辺の徹底についてはされていないところがあると、僕自身も見ていて思うので、その辺りに関してはやはりしっかりと、この意見書を機会に運用のことをしっかりとやっていただきたいというふうに思いますので、賛成といたします。

○委員長（山岡幹雄君）

他に討論の方。

○委員（角田龍仁君）

賛成討論させていただきます。

先ほども真野委員も言われたんですが、私もホームページ見たんですが、登載期間ですね。これなんかもぱっと消えちゃうやつだとか、逆にずうっと残っているものとか、その辺の基準もあるかと思うんですが、それが大分課によってばらばらというのも確かに感じます。そういったことも統一していただくと、他の市町村の方が見られたときも、やはり愛西市がこういうところだなということも分かりやすいですし、やはり案内とかお知らせなんかもそうなんですけど、そういったのはやっぱり統一がしっかりされているほうが皆さんに伝わるというふうに思いますんで、こういったものを徹底されるのもひとついいんじゃないのかなと思います。以上です。

○委員長（山岡幹雄君）

他に賛成討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

では、これにて討論を終結いたします。

次に、請願第2号を採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、請願第2号は採択と決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会の全ての案件の審査を終了いたしました。

これにて本日の総務文教委員会を閉じさせていただきます。皆様、御協力ありがとうございました。

午前11時04分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会

総務文教委員会

委員長 山 岡 幹 雄